

8-1-31-2

GAa1/1

8-1-31-2

全国室長会議用参考資料

17

売春に関する資料

婦人少年局婦人課



女性と仕事の未来館



00963019

- 一、売春に関する年表（昭和三年一月から昭和三十一年五月二日まで）
- 二、婦人の転落防止及び保護更生対策の体系
婦人少年局
- 三、売いん防止法（仮称）要綱案
売春問題連絡協議会
- 四、売春防止法（仮称）の施行に伴う行政措置要綱案
売春問題連絡協議会
- 五、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律案
日本社会党
- 六、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律の施行
に伴う裁判所法等の一部を改正する法律案
日本社会党
- 七、売春防止法案
内 閣
- 八、保安処分要綱
売春対策審議会

売春に関する年表

——昭和三年一月一月から昭和三一年五月二日まで——

(昭和三年)

※一月六日 政府 「売春問題対策協試会」を廃止

※一月七日 最高裁 「未成年売春婦の前借金は無効である」と判決

一月十八日 全国花街連盟 全国芸妓芸妓屋同盟会 全国料理業組合同盟会 東京料亭組合連

合会は合名で「十八才未満の者の芸妓就業についての陳情書」を労働大臣に提出、
芸妓が女子年少労働基準規則才八系才四四号、才四五号の除外例として取扱われ
るよう嘆願をなす。

※一月二十八日 政府 「売春問題連絡協試会」を設置

一月一日 東京地検内に「更生相談室」設置さる

(昭和三年)

※一月一二日 都内赤線地域内女子従業婦 「東京都女子従業員組合」を結成

※一月二七日 政府 「総理府設置法の一部を改正する法律案」(売春対策審試会の設置)を国

会提出 内閣委員会付託

二月

特飲業者集団廃業の傾向現わる。(東京都)調布特飲街 愛知県(名古屋) 福岡県(福岡)

八幡市新町特飲街)

※三月五日

「総理府設置法の一部を改正する法律案」国会通過

※三月七日

右法律公布

※三月十四日

「才一回売春対策審議会」開催。売春問題連絡協議会より「売いん防止法案」並びに

「売春防止法(仮称)の施行に伴う行政措置要綱案」を提出。(資料三、四参照)

※三月二十日

「売春問題連絡協議会」廃止について閣議決定

※三月二十四日

日本社会党 「売春に係る処罰 保安処分及び更生保護に関する法律案」を国会に提出(資料五参照)

出(資料五参照)

※三月二十六日

全国赤線地域従業婦 「全国接客女子従業員組合連盟」を結成

四月四日

日本社会党 「売春に係る処罰 保安処分及び更生保護に関する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。(資料六参照)

※四月六日

全国性病予防自治会「総けつ起大会」を開催

※四月九日

売春対策審議会 才一回答申を行う

四月二十四日 日本社会党提出二法案 衆議院法務委員会に付託

五月二日 政府「売春防止法案」を国会に提出（資料七参照）

註 ※印は既報のもの

婦人の転落防止及び保護更生対策の体系

(註 売春問題連絡協議会に提出)

(婦人少年局)

(昭和三十三年六月)

一、対象

- (一) 売春におちいるおそれのある者
- (二) 売春を行つていた者

二、方策

一の対象者に対して行う方策は下記の通りとする

- (一) 早期発見
- (二) 相談指導
- (三) 就労の助成

ノ 販業紹介

2 販業補導

3 資金貸付

(四) 施設収容

(五) 生活の援護

(六) 家庭復帰

(七) 生活指導

三 実施機関及び施設

原則として既存の行政機関及び施設の利用拡充による。
特に婦人相談所を設けない。

(一) 労働省関係

1. 婦人少年室 〓 相談指導 生活指導 (別添一参照)

2. 婦人少年室協助員 〓 早期発見 婦人少年室の業務の援助 生活指導

3. 職業安定機関 〓 職業紹介 資金貸付 職業補導

(二) 厚生省関係

1. 婦人保護施設 〓 収容保護

2. 福祉事務所 〓 生活援護 相談指導 家庭復帰 生活指導

3. 民生(児童)委員 〓 福祉事務所の業務の援助

(三) その他婦人の転落防止 保護更生に關係ある機関及び施設

— 固有業務の活発な運用と相互の連絡 —

四 その他

(一) 中央並びに地方売春問題対策審試会の設置

(二) 生活保護法その他防貧のための既存の制度の活発な運用

(三) 調査啓蒙活動等による世論の喚起

(四) 駐留軍基地風紀問題対策の推進

(五) 悪質風俗行為の取締強化

(六) 民間関係団体との連携協力

備考

本対策のうち 労働省の行う措置は別添二「売春等防止のための特別措置要領(案)」による。

別添一

婦人少年室が行う売春問題に関する相談指導業務

婦人課 (三〇・一二・二三)

一 相談の種類

ノ 一般売春問題

例 各国 日本 県内における売春の実情

売春関係法規に関する疑義

基地 赤線地区の風紀対策 等の回答及び指導

ニ 事例的問題

例 売春婦の更生

売春に転落するおそれのある者の救助

二 受理の経路

ノ 一般売春問題

(1) 婦人少年室もしくは婦人少年室協助員が、向合せや相談を受けたもの

ニ 事例的問題

(1) 婦人少年室もしくは婦人少年室協助員が把握したものの

(イ) 本人、親族、オ三者の申出によるもの

(ロ) 婦人少年室もしくは婦人少年室協助員が発見したもの

(2) 他機関の依頼によるもの

監督署 警察署 福祉事務所 児童相談所 婦人保護施設等より

三 指 置

事情を聴取し次ぎのいづれかの措置をとり問題の解決をはかる

1. 向合せ疑問点の回答

2. 当面している問題の処理

正常な生活に戻るための障害を除去するもので、必要な場合は監督署、警察署、家庭裁判所等と連絡をとって行う。

例 前借金並びにその他の借金

雇用関係 家族関係 その他の特殊な人間関係

3 就服助成

(1) 就服の方針（服業の採扱 往込通勤の別等）の決定に当り助言指導

(2) 服業紹介及び服業補導について安定所に依頼

(3) 女子就服助成資金貸付のあっ旋

4. 家庭復帰

5. 措置が決定するまでの期間の保護指導

6. 2乃至4の措置において必要あるときは調査を行う

7. 他機関への連絡並びに引渡

(1) 福祉事務所 生活援護を要するとき

(2) 婦人保護施設 施設收容を要するとき

(3) 医療施設 健康診断並びに医療保護を要するとき

8. 2乃至7の措置において必要のあるときは婦人少年室向における連絡並びに引継を行う、

9. 一応の措置を行ったのちも本人が正常な生活を維持するための指導 援護を行う、

別添二

売春等防止のための特別措置要領(案)

趣 旨

売春問題は現下の深刻な社会問題として世人の関心を高めつつあり、各方面からこれに対する何等かの措置が強く要望されているので、労働省はその対策の一環になうものとして、次の措置を講ずることにより、売春の防止をはかるものである、

一 就労助成特別措置

売春のおそれある女子並びに更生をのぞむ女子のうち、働く意思と能力のある者については、

可能な限り、販業につかせるようつとめる。しかしこの就販には相当な困難が予想されるので、これらの女子のために、就販助成の措置を講じてその経済的自立を助成する。

1. 販業紹介業務の強化

各ぐちに就販することの可能な者は、販業紹介によりできるだけ就販させる。

2. 販業補導事業の拡充

各ぐちに就販させることのできない者に対しては、できるだけ販業につくための技能を習得させる。このため女子を対象とする公共販業補導所の増設、販業補導所併設寄宿舎の拡充、女子に適する補導種目の整備拡充などを行う。

3. 女子就販助成資金の設定

当該女子のうち必要な者に対しては、就販助成資金の貸付を行う。この貸付は別に定める女子就販助成資金貸付要綱によるものとする。

(1) 貸付金の種類

(イ) 就販資金（就販の支度に關し要する資金）

(ロ) 技能習得資金（公共販業補導所及びそれ以外の施設において就販するために必要な知識及び技能の習得に要する資金）

識及び技能の習得に要する資金）

(イ) 技能習得に伴う生活資金（技能習得資金の貸付をうけて前号に規定する知識及び技能を習得している期間中の生活の維持に要する資金）

(2) 経費

(イ) 都道府県に特別会計を設ける

(ロ) 国は貸付金の_二を融資し、事務費の全額を補助する。

(ハ) 国は損失補償の方法を考慮するものとする。

二 相談指導業務の拡充

婦人の転落防止及び更生のための相談ならびに指導は不当雇用慣行の防止を含めて婦人少年局において全国の婦人少年室及び協助力を通じて従来から行っているところであるが、この業務を強化する。そのため婦人少年室の拡充、協助力の増員を行うとともにこの問題についての有識者を専門相談員として依頼する。

なお相談指導業務の内容は次のとおりとする。

早期発見

相談

女子就労助成資金のあつ旋

一 行政機関への連絡

生活指導

三 違法な周旋行為等の規制強化

違法な周旋行為等については監督を厳にして転落の未然防止を図ってきたと二つであるが、これを一層強化してその徹底をはかる。

四

以上のほか、従来から行っている調査啓蒙活動連絡調整活動及び駐留軍基地風紀問題対策についての業務はこれを一層強かに推進する。

売いん防止法（仮称）要綱案（売春問題連絡協議会）

（勧誘等）

一 売いんの目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、人をその相手方となるように勧誘した者は、
に処するものとする。

二 売いんの周せんとし、又は売いんの周せんとする目的で、人を売いんの相手方となるように勧誘した者は、
に処するものとする。

三 売いん又はその周せんとする目的をもつて、道路その他公の場所で、人の身邊に立ちふさがり又はつきまとった者は、
に処するものとする。

（売いんの場所の提供）

二 売いんを行う場所を提供した者は、
に処するものとする。

（困惑等による売いん）

三 婦女を欺き、又は困惑させて売いんをさせた者は、
に処するものとする。

（特殊関係の利用）

四 親族、業務、雇用その他特殊の関係にある者がその影響力を利用して売いんをさせたときは、

2024/10/18 10:00
1506 a
2024/10/18 10:00

に処するものとする。

二 前項の關係にある者がその影響カを利用して、売いんの対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、に処するものとする。

(前貸等)

五 売いんをさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、に処するものとする。

(売いんをさせる契約)

六 婦女に売いんをさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、に処するものとする。

(売いん施設の経営等)

七 売いんを業とする婦女に売いんを行う場所を提供することを主たる目的とする施設を經營し

又は管理した者は、に処するものとする。

八 売いんを業とする婦女を常時居住させ、これに売いんをさせることを業とする者の罰も、前項と同様とするものとする。

(資金の供与等)

ハ、情を知つて、セの才一頂の施設の経営に要する資金を供与し、又は土地若しくは建物を提供し、
左者は、
に処するものとする。

(罰)

九、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務
に關し、六から八まで、罪を犯したときは、その行爲者を罰するほか、その法人又は人に対し
ても、その本条の罰金刑を科するものとする。

(併科)

一〇、各本条の罪を犯した者に対しては、情狀により、懲役及び罰金を併科することができるものと
する。

附 則

- (5)
- 一、施行に猶予期間を置くものとする。
 - 二、昭和二十二年勅令才九号を廢止するものとする。
 - 三、売いんをすること及びその相手方となることの処罰については、采例に変わるものとする。

資料の四

売春防止法（仮称）の施行に伴う行政措置要綱案（売春問題連絡協議会）

一 趣 旨

売春対策として、法律による取締りの強化とともに、転落防止、保護更生対策を総合的に推進する必要があるので、関係行政機関において次の行政措置を講ずるものとする。

二 指 置

(一) 相談指導業務の強化

左の関係各機関において、この要綱の対象となる婦人（以下「対象者」という）につきそれぞれ必要な措置を講ずるものとする。

ノ 婦人相談所（仮称）

イ 主要都市に、その都市を管轄する都道府県が設置する。

ロ 対象者に関する各般の問題につき相談に応じ、又は対象者及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、社会学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行う。

ハ 必要と認めた場合は、一時收容保護を行う。（厚生省）

2 婦人相談員

1. 都道府県に一定数の婦人相談員（非常勤）を置く。

ロ 都道府県知事の定める担当区域により、その指揮監督を受けて、対象者に関する各般の問題につき相談に応じ、又は対象者及びその家庭につき、必要は調査並びに指導を行う。

（厚生省）

3. 福祉事務所

対象者に対し必要に応じ、生活保護、母子福祉資金の貸付、世帯更生資金の貸付その他援護の措置を積極的に講ずる。

（厚生省）

4. 児童相談所

対象者のうち、児童福祉法による措置をとることが適切であるものについては、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員による指導、児童福祉施設への入所措置その他必要は措置を講ずる。

（厚生省）

5. 婦人少年室

婦人少年室に婦人少年室協助員を増員し及び専門委員をあらたに配置して、対象者について、各般の問題につき相談に応じ、当面している問題の処理、生活指導その他必要は措

置を謂して、婦人の転落防止、保護更生をはかる。

(労働省)

6. 婦人保護施設

対象者のうち收容保護を適當とするものについては、婦人保護施設に收容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行い、もつて、そのすみやかな更生をはかる。

(厚生省)

7. 性病予防機関

性病病院、性病診療所、保健所等においては、関係機関と連絡の上、各施設を訪れた対象者のうち、性病罹患の疑いのあるものに対しては健康診断を受けさせ、又発見された患者に対しては適正な治療を実施し、もつて身心共に健全なる状態において更生せしめ、社会生活に復帰させる。

(厚生省)

8. 協力機関

左に掲げるものは、婦人相談所、福祉事務所、婦人少年室と密接な連絡のもとに、対象者の早期発見につとめ、その相談に応じ、常時必要な指導を行うと共に、担当地区内の婦人の転落防止その他一般的啓蒙活動を行う等二の要綱実施のため積極的に協力する。

(関係各省)

イ 民生（児童）委員（民生委員法 児童福祉法）

ロ 婦人少年室協助手員

ハ 保護司（保護司法）

ニ 更生保護事業を営むもの（更生緊急保護法）

ホ 人権擁護委員（人権擁護委員法）

(二) 就職の助成

対象者のうち 働く意思と能力のあるものについては、次の措置を講ずるものとする。

（労竹首）

ノ 職業のあっ旋

左に就職することの可能な者は、職業紹介によりできるだけ就職させる。

ニ 職業の補導

必要な場合は、公共職業補導所の利用、婦人に適する補導種目の整備拡充等を行つて、できるだけだけ就職に必要な技能を習得させる。

(三) 更生保護措置（事後における）の強化

ノ 更生保護相談室の設置

被疑者として受理した対象者の更生保護を円滑ならしめるため、各地方検察庁内に右相談室を特設し、保護観察所その他の関係機関との連絡を密にし、必要に応じてその職員を派遣駐在を求め、当該対象者を資料をそえて保護観察所に送致するものとする。（法務省）

2. 保護観察所の活動強化

保護観察所において、更生緊急保護法を従来より一層活用し、検察庁その他の関係機関の協力を得て、当該対象者の身上を調査し、当該対象者と共にその更生方針を定め、保護司の補導、宿泊所の供与、食事付宿泊の供与、衣料及び保護の援助を行い、或は帰住の援助等を行う措置を講ずるものとする。（法務省）

3. 協力機関

左に掲げるものは、各地方検察庁における更生保護相談室、保護観察所の活動強化に協力するものとする。（関係各省）

イ 婦人相談所

ロ 福祉事務所

ハ 婦人少年室

ニ 婦人保護施設

木 民生（児童）委員 婦人少年室協助力員 人権擁護委員

(四) 未然防止措置の強化

不就学及び長欠児童 家出娘 向題世帯の女子 或いは、売春に陥り易い業態に於く女子の把握につとめ、これら女子の保護指導並びにその家庭及び関係者に対する啓蒙を行い、必要に応じ、各種生活資金の貸付等を迅速に行つて身売りの防止に努め、又関係法規による監督指導を強化して売春の未然防止をはかるものとする。（厚生省、労働省その他関係各省）

(五) 純潔教育の普及徹底

純潔教育の普及徹底をはかるため左に掲げる措置を講ずるものとする。

（文部省）

ノ 学校においては、教科、特別教育活動（教科以外の活動）及び児童生徒の生活指導を通じて実施する。

イ 教科としては、理科、家庭科、保健教育を中心として、男女交際の正しいあり方、家庭人としての自覚、健全な男女関係、遺伝、生理、性病予防等の教育内容によつて指導する。

ロ 特別教育活動、生活指導においては、学校内外における男女交際に関する正しい批判力を養い、そのあり方について指導する。

ハ 純潔教育に関する指導書、手引書を編集してその普及徹底につとめる。

- 二 学校の校長、教員、教育委員会の指導主事等を対象とする研究集会、講習会を開催する。
- 三 家庭、社会及び学校における青少年の生活指導、社会道義の高揚、環境改善等の社会教育活動を通じて純潔教育の普及徹底をはかる。
- イ 社会教育諸講座、婦人学級、青年学級の内容として取り上げる。
- ロ PTA及び婦人団体の学習内容として取り上げる。
- ハ 家庭教育に關する研究集会を奨励する。
- ニ 特に青少年期の指導と教育計画において教養施設、レクリエーション施設の充實、青少年グループの育成、成人式、成人祭等の意義の認識につとめ、併せて職業教育の振興をはかる。

(六) 啓蒙活動の展開

啓蒙活動を一層活発に行つて売春防止について社会一般及び対象者を啓蒙するものとする。

(労働省その他関係各省)

(七) 基地風紀問題対策の推進

駐留軍基地周辺における風紀問題については、右の各項の措置を講ずるほか、日米合同委員会及び日米地方連絡協試会を通じて、その対策を推進するものとする。

(外務省その他関係各省)

三、連絡の強化

右の各措置は、中央において、関係各省協力の上、売春対策審議会の意見を尊重して実施することとし、地方においては、都道府県の関係各機関及び国の出先機関相互の連絡を強化し、その実効をあげるため都道府県に売春防止対策本部(仮称)をおくものとする。(内閣自治庁その他関係各省)

売春に係る処罰、
保安処分及び更生保護に關
する法律案

提出者

片山

哲外 十四名

賛成者

阿部

五郎外百三十六名

資料の五

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 罪（第四条—第十三条）

第三章 売春の罪を犯した婦女に関する事件

第一節 通則（第十四条）

第二節 保安処分

第一款 通則（第十五条—第十七条）

第二款 調査及び審判（第十八条—第五十一条）

第三款 抗告（第五十二条—第五十五条）

第四款 雑則（第五十六条）

第三節 刑事手続に関する特例（第五十七条—第六十三条）

第四節 雑則（第六十四条）

第四章 婦人矯正院及び婦人鑑別所（第六十五條―第八十五條）

第五章 更生保護（第八十六條―第三百三條）

附 則

第一章 總 則

（目 的）

第一條 この法律は、売春及び売春をさせる行為等に対する刑罰規程並びに売春をし又は売春をするおそれのある者に対する保安処分又は更生保護に関する規定を定めることによつて、風紀のびらん防止並びに売春をし又は売春をするおそれのある者の改善及び更生保護を図り、もつて婦人の基本的人権を擁護するとともに健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。

（定 義）

第二條 この法律で「売春」とは、婦女が対價を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することという。

（本来の目的の逸脱の禁止）

第三條 この法律の適用にあつては、國民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱するようなことがあつてはならない。

第二章 罪

(売春等)

第四条 売春をした者又はその相手方となつた者は、三十円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(勸誘)

第五条 売春の目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、自己の相手方となるように人を勧誘した者は、拘留又は科料に処する。

(売春の周旋等)

第六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一、売春の周旋をした者

二、売春の周旋をする目的で、売春の相手方となるように人を勧誘した者

2. 売春を行う場所を供与した者の罰も、また前項と同様とする。

3. 常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる行爲)

第七条 婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務、雇用その他の特殊な関係を利用して、売春をさせた者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2. 前項の罰を犯した者が当該売春の対價の全部若しくは一部を收受し、又はこれ等を要求し、若しくは約束したときは、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3. 第一項の未遂罪は、罰する。

(売春をさせる契約)

第八条 婦女に売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により、人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(売春施設の経営等)

第十条 売春を業とする婦女を常時居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2. 売春を行う場所を供与することを主たる目的とする施設を経営した者の罰も、また前項と同様

とする。

3. 前項の施設を管理した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
(資金等の供与)

第十一条 情を知つて、前条第二項の施設の経営に要する資金、建物その他の財産上の利益を供与した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(罰 罰)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の罪を犯したときは、その行爲者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併 科)

第十三条 第六条から第十一条までの罪を犯した者に対しては、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三章 売春の罪を犯した婦女に関する事件

第一節 通 則

(準 法 例)

第十四条 第四条又は第五条の罪を犯した成人(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第二条

(調査の方針)

第二十條 前條の調査はなるべく、婦女の行狀、経歴、素行、環境等について、医学、心理学、教育學、社会学その他の専門的知識特に婦人鑑別所の鑑別の結果を活用して行うように努めなければならない。

(附 添 入)

第二十一條 婦女は、家庭裁判所の許可を受けて、附添入を送任することができる。ただし、弁護士を附添入に送任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

(呼出及び同行)

第二十二條 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、婦女に対して、呼出状を発することができる。

2. 家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に応じない者に対して、同行状を発することができる。

(緊急の場合の同行)

第二十三條 家庭裁判所は、婦女について調査及び審判することが緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要があると認めるときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該婦女に対して、同行

狀を發することが出来る。

(同行狀の執行)

第二十四條、同行狀は、家庭裁判所調査官が執行する。

2、家庭裁判所は、裁判所書記官、警察官又は保護觀察官に同行狀を執行させることができる。

3、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、警察官又は保護觀察官は、同行狀を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、婦女の搜索をすることが出来る。この場合には、搜索狀は、必要としない。

4、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百十一条、第百十二条、第百十四条及び第百十八条の規定は、前項の規定により家庭裁判所調査官、裁判所書記官、警察官又は保護觀察官がする搜索に準用する。ただし、急速を要する場合は、同法第百十四條第二項の規定によることを要しない。

(証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳)

第二十五条 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

2. 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳に関する規定は、事件の性質に反しない限り、前項の場合に準用する。

(検証、押収及び搜索)

第二十六条 家庭裁判所は、検証、押収又は搜索をすることができる。

2. 刑事訴訟法中裁判所の行う検証、押収及び搜索に関する規定は、事件の性質に反しない限り、前項の場合に準用する。

(援助及び協力)

第二十七条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官又は保護司に對して、必要な援助をさせることができる。

2. 家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その

他に對して、必要な協力を求めることができる。

（觀護の措置）

第二十八條 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる觀護の措置をとることができる。

一、家庭裁判所調査官の觀護に付すること。

二、婦人鑑別所に送致すること。

2、同行された婦女については、觀護の措置は、遅くとも、到着の時から二十四時間以内に行わなければならない。検察官から勾留又は逮捕された婦女の送致を受けたときも、また同様とする。

3、第一項第二号の措置においては、婦人鑑別所に收容する期間は、二週間をこえることはできない。特に継続の必要があるときは、一回に限り、決定をもつて、更新することができる。

4、觀護の措置は、決定をもつて、これを取り消し、又は変更することができる。た

だし、第一項第二号の措置については、收容の期間は、通じて四週間をこえることはできない。

(婦人鑑別所送致の場合の仮收容)

第二十九条 家庭裁判所は、前条第一項第二号の措置をとつた場合において、直ちに婦人鑑別所に收容することが著しく困難であると認めらる事情があるときは、決定をもつて、婦女を仮に最寄の婦人矯正院又は拘置監(監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一条第三項の規定により代用されるものを除く。以下同じ)の特に区別した場所に收容することができる。ただし、その期間は、收容した時から七十二時間をこえることはできない。

2 前項の規定による收容の期間は、これを前条第一項第二号の措置により婦人鑑別所に收容した期間とみなし、同条第三項の期間は、婦人矯正院又は拘置監に收容した日から起算する。

(都道府県知事への送致)

第三十条 家庭裁判所は、事件について調査した結果、更生保護に係る措置を相当であると認めるときは、決定をもつて、当該事件を権限を有する都道府県知事に送致しないしなければならない。

（審判を開始しない旨の決定）

第三十一条 家庭裁判所は、事件について調査した結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

（検察官への送致）

第三十二条 家庭裁判所は、事件について調査した結果、その罪質及び状況に照りして刑事処分を相当であると認めるときは、決定をもつて、当該事件を管轄裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

（審判開始の決定）

第三十三条 家庭裁判所は、事件について調査した結果、審判を開始するのが相当であると認めるときは、審判を開始する旨の決定をしなければならない。

（審判の方式）

第三十四条 審判は、懇切を旨として、なごやかに行わなければならない。

2. 審判は、公開しない。

(保安処分が付さない場合)

第三十五条 家庭裁判所は、事件について審判をした結果、第三十条又は第三十二条にあたる場合であると認めるときは、それぞれ、第三十条又は第三十二条の決定をしなければならない。

2、家庭裁判所は、事件について審判をした結果、保安処分に付することができず、又は保安処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

(保安処分の言渡)

第三十六条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保安処分の言渡をしなければならない。

一、保護観察所の保護観察に付すること。

二、婦人矯正院に送致すること。

2、前項第二号の保安処分は、六箇月以上三年以下の範囲内において、当該保安処分に付すべき期間の短期と長期を定めて言い渡すものとする。

3、保安処分においては、保護観察所の長に家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

(没 取)

第三十七條 家庭裁判所は、婦女について、第三十條、第三十一條、第三十五條第二項又は前條第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。

一、第四條又は、第五條の犯罪行為に供し、又は供しようとした物

二、第四條の犯罪行為に係る対償として得た物

三、前号に記載した物の対価として得た物

2、没取は、その物が本人以外の者に届しないときに限る。ただし、犯罪の後、本人以外の者が情を知つてその物を取得了たときは、本人以外の者に届する場合であつても、これを没取することができる。

(家庭裁判所調査官の觀察)

第三十八條 家庭裁判所は、保安処分決定をするため必要があるとき、決定をもつて、相當の期間、家庭裁判所調査官の觀察に付することができる。

2、家庭裁判所は、前項の觀察とあわせて、次に掲げる措置をとることができる。

一、違爭事項を定めてその履行を命ずること。

二、条件をつけて親族に引き渡すこと。

三、適當な施設、団体又は個人に輔導を委託すること。

(決定の執行)

第三十九条 家庭裁判所は、第二十八条第一項第二号、第二十九条第一項、第三十条、第三十二条及び第三十六条第一項の決定をしたときは、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、法務事務官、法務教官、警察官又は保護観察官にその決定を執行させることができる。

2. 家庭裁判所は、前項の決定を執行するため必要があるときは、本人に対して、呼出状を発することができ。

3. 家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に応じない者に対して、同行状を発することができる。

4. 家庭裁判所は、本人に対し第一項の決定を執行することが緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その者に対して、同行状を発することができる。

5. 第二十四条の規定は、前二項の同行状に準用する。

へ婦人鑑別所收容の一時継続

第四十条 家庭裁判所は、第二十八条第一項第二号に措置がとられている事件について、第三十条から第三十二条まで、第三十五条第二項又は第三十六条第一項の決定をする場合において、必要

があるとき、認めるときは、決定をもつて、本人を引き続き相当期間婦人鑑別所に収容することができる。ただし、その期間は、七日をこえることはできない。

(同行状の執行の場合の仮收容)

第四十一条、第三十六条第一項第二号の決定を受けた者に対して第三十九条第三項又は第四項の同行状を執行する場合において、必要があるときは、本人を仮に最寄の婦人鑑別所に収容することができる。

(仮退院)

第四十二条、第三十六条第一項第二号の保安処分が付された者については、当該保安処分の期間の短期の三分の一を経過した後、地方更生保護委員会の決定をもつて、仮退院を許すことができる。(仮退院期間の終了)

第四十三条、前条の規定により仮退院を許された者が、仮退院をした後、当該保安処分の期間の長期を経過する前に、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十三条の二第一項の規定による婦人矯正院に戻して收容すべき旨の決定を受けることなく、仮退院前に第三十六条第一項第二号の決定により收容された期間と同一の期間を経過したときは、その経過の時に、当該保安処分は終了したものとする。

(適合する処分の調整)

第四十四条 保安処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定したときは、当該保安処分の決定をした家庭裁判所は、相当であると認めるときは、決定をもつて、当該保安処分の決定を取り消すことができる。

2、保安処分の継続中、本人に対して新たな保安処分の決定があつたときは、当該新たな保安処分の決定をした家庭裁判所は、前の保安処分の決定をした家庭裁判所の意見を聞いて、決定をもつて、いずれかの保安処分の決定を取り消すことができる。

(刑の執行と保安処分)

第四十五条 保安処分の継続中、罰金及び料料以外の刑が確定したときは、先に刑を執行する。罰金及び料料以外の刑が確定してその執行前保安処分の決定があつたときも、また同様とする。

(保安処分の決定の取消)

第四十六条 保安処分の継続中、本人に対して審判権がなかつたことを認めるに足りる明らかな資料を新たに発見したときは、当該保安処分の決定をした家庭裁判所は、決定をもつて、当該保安処分の決定を取り消さなければならない。

2、保護観察所又は婦人矯正院の長は、保安処分の継続中の者について、前項の事由があることを

疑うに足りる資料を発見したときは、当該保安処分決定をした家庭裁判所に対し、その旨の通知をしなければならない。

三、家庭裁判所は、婦人矯正院に收容中の者に係る保安処分の決定を第一項の規定により取り消した場合において、必要があると思へるときは、決定をもつて、その者を引き続き婦人矯正院に收容することができる。ただし、その期間は、三日をこえることはできない。

(報告又は意見の提出)

第四十七条 家庭裁判所は、第三十六条第一項又は第三十八条第一項の決定をした場合において、保護観察所若しくは婦人矯正院又は施設、団体若しくは個人に対して、当該婦女に関する報告又は意見の提出を求めることができる。

(委託費用の支給)

第四十八条 家庭裁判所は、第三十八条第二項第三号の措置をとつたときは、当該施設、団体又は個人に対して、当該補導の委託によつて生じた費用の全部又は一部を支給することができる。

(証人等の費用)

第四十九条 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2、参考人は旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

3、参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

(保護司の費用)

第五十条 家庭裁判所は、第二十七条第一項の規定により保護司に調査及び観察の援助をさせた場合には、最高裁判所の定めるところにより、その費用の全部又は一部を支給することができる。

(費用の徴収)

第五十一条 家庭裁判所は、婦女から、証人、鑑定人、翻訳人、参考人又は補導を委託されたもの若しくは保護司に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用及び婦人鑑別所又は婦人矯正院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2、前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百八条の規定を準用する。この場合において、「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

第三款 抗 告

(抗 告)

第五十二条 保安処分決定に対しては、当該決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認

又は処分著しい不当を理由とするに限り、本人又はその附添人は、当該決定の告知があつた日から二週間以内に、抗告をすることが出来る。ただし、附添人は、本人の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

(抗告審の裁判)

第五十三条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて抗告を棄却しなければならない。

2、抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消し、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の管轄家庭裁判所に移送しなければならない。

(執行の停止)

第五十四条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもつて、執行を停止することが出来る。

(再抗告)

第五十五条 抗告を棄却した決定に対しては、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤があること又は最高裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例と相及する判断をしたことを理由とする場合に限り、本人又はその附添人は、最高裁判所に対し、当該決定の告知があつた日から二

二週間以内に、特に抗告をすることができ、ただし、附添人は、本人の明示した意思に反して抗告をすることはできない。

2、前条の規定は、前項の場合に準用する。

第四款 雑 則

(その他の事項)

第五十六條 この節で定めるもののほか、婦女の保安処分に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

第三節 刑事手続に関する特例

(検察官へ送致後の取扱)

第五十七條 家庭裁判所が第三十二条の規定により事件を検察官に送致したときは、次の例によるものとする。

一、第二十八條第一項第一号の措置は、検察官が事件の送致を受けた日から十日以内に公訴が提起されないときは、その効力を失う、公訴が提起されたときは、裁判所は、検察官の請求により、又は取極で、いつでも、これを取り消すことができる。

二、前号の措置の継続中、勾留状が発せられたときは、その措置は、これによつてその効力を失

う。

三、第二十八条第一項第二号の措置は、これを勾留とみなし、その期間は、検察官が事件の送致を受けた日から起算する。この場合において、当該事件が先に勾留状を發せられた事件であるときは、その期間は、延長することはできない。

四、検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならない。

五、弁護士である附添人は、弁護人とみなす

（保安処分の効力）

第五十八条 保安処分の決定があつたときは、審判を経た事件について、刑事訴訟をし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。

（時効の停止）

第五十九条 第十八条の規定により家庭裁判所が事件の送致を受けた時から保安処分の決定が確定するまで、公訴の時効は、その進行を停止する。

（取扱の分離等）

(45)
第六十条 婦女である被疑者又は被告人は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接

敵を選ばなければならない。

2. 婦女に対する被告事件は、他の被告事件と関連する場合にも、審理を妨げとならない限り、その手続を分離しなければならない。

3. 拘置監において、婦女を第四条又は第五条の罪以外の罪を犯した者と分離して收容しなければならない。

4. 婦女を拘留する場合には、婦人鑑別所に拘禁することができる。

(審理の方針)

第六十一条 婦女に対する刑事事件の審理は、第二十条の趣旨に従つて行わなければならない。

(婦人鑑別所收容中の日数)

第六十二条 第二十八条第一項第二号の措置がとられた場合においては、婦人鑑別所に收容中の日数は、未決拘留の日数とみなす。

(家庭裁判所への移送)

第六十三条 裁判所は、事実審理の結果、婦女である被告人を保安処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもつて、当該事件を管轄家庭裁判所に移送しなければならない。

第四節 雑 則

(記事等の掲載の指示)

第六十四条、家庭裁判所の審判に付された婦女又は公訴を提起された婦女については、氏名、年令、職業、住所又は居所容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるよう記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

第四章 婦人矯正院及び婦人鑑別所

（婦人矯正院）

第六十五条 婦人矯正院は、第三十六条第一項第二号の決定により送致された者を收容し、これに矯正教育を受ける施設とする。

2. 婦人矯正院は、国立とし、法務大臣が管理する。

3. 法務大臣は、婦人矯正院を適当に維持し、かつ、完全な監査を行ふ責任を負ふ。

（矯正教育）

第六十六条 婦人矯正院における矯正教育は、在院者と社会生活に適應させるため、その自覚に訴へ、道德的觀念の高揚及び衛生思想の向上を図るとともに、規律ある生活のもとに、職業の輔導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。

（在院者の処遇）

第六十七条 在院者の処遇には段階を設け、その改善、進歩等の程度に応じて、順次に向上した取扱をしなければならぬ。たゞし、成績が特に不良なものについては、その段階を低下することができる。

（賞）

第六十八条 婦人矯正院の長は、在院者な善行をなし、成績を向上し、又は一定の技能を習得した場合には、賞を与えることのできる。

2. 前項の賞は、証明書、記章等の賞票又は特別外出等の殊遇とする。ただし、婦人矯正院の長は、法務大臣の承認を得て、他の賞を与えることのできる。

3. ひとたび与えた賞は、いかなる場合にも、これを没収してはならない。

(懲戒)

第六十九条 婦人矯正院の長は、規律に違反した在院者に対して、次に掲げる範囲に限り、懲戒を行うことができる。

一、嚴重な訓戒を加えること。

二、成績に対しては通常与える点数より減じた点数を与えること。

三、二十日をこえない期間、衛生的な単独室で謹慎させること。

2. 懲戒は、本人の心身の状況に注意して行わなければならない。

(手当金)

第七十条 在院者が矯正教育を受けるに際して、けがをし、又は病氣にかゝつた場合において、これによつて死亡したとき、又はなほつたとき身体に障害が残ることとなつたときは、法務省令

の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2. 在院者が死亡した場合の手当金は、死亡した者の遺族に与える。

(領置)

第七十一条 婦人矯正院の長は、在院者の所持する金銭、衣類その他の物を領置したときは、これを安全に保管しなければならない。

(移送)

第七十二条 婦人矯正院の長は、矯正教育の便宜その他の理由により在院者を他の婦人矯正院に移送する必要があると認めるときは、その婦人矯正院の所在地を管轄する矯正管区の長の認可を得て、移送することができる。

2. 前項の規定により在院者を他の婦人矯正院に移送した場合には、移送した婦人矯正院の長は、すみやかに、本人を送致した家庭裁判所にその旨を通知しなければならない。

3 在院者が三十六条第一項オ二号の保安処分の期間の三分の一を経過した在院者をオ一項の規定により他の婦人矯正院に移送した場合には、移送した婦人矯正院の長は、すみやかに、その婦人矯正院の所在地を管轄する地方更生保護委員会にもその旨を通知しなければならない。

(1)

(收容継続)

第七十三条 婦人矯正院の長は、在院者ハ、才三十六条才一項才二号の保安処分の期間の長期を経過しても、その心身に著しい故障があるため退院とせるに不適当であると認めるときは、本人を送致した家庭裁判所に対して、その收容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならぬ。

2. 家庭裁判所は、前項の申請があつた場合において、当該在院者ハ同項の状況にあると認めるときは、期間を定めて、收容を継続すべき旨の決定をしなければならぬ。

3. 前項の期間は、一年をこえることはできない。ただし、送致の時から三年をこえることとなつてはならぬ。

4. 婦人矯正院の長ハ才一項の申請をした場合には、当該保安処分の期間の長期を経過しても、家庭裁判所から決定の通知があるまで收容を継続することができる。

(退院の申請)

第七十四条 婦人矯正院の長は、才三十六条才一項才二号の保安処分の期間の短期が経過したに在りて、若について才六十六条に規定する矯正教育の目的が達せられたと認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院の申請をしなければならぬ。

（仮退院の申請）

第七十五条 婦人矯正院の長は、オ三十六条オ一項オ二号の保安処分の期間の三分の一を経過し、かつ、処遇の最高段階に向上した住院者について、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、仮退院の申請をしなければならぬ。

（援助）

第七十六条 婦人矯正院の長は、地方更生保護委員会、保護観察所の長又は婦女を送致した家庭裁判所に対し、当該婦女の心身の状況、家庭、交友関係その他環境の状況等について、調査書の提出その他必要な援助を求めることができる。

2 婦人矯正院の長は、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

3 婦人矯正院の長は、当該婦人矯正院の所在地を管轄する矯正管区の長の承認を得て、学校、病院、事業所又は学識経験のある者に委嘱して、矯正教育の援助をさせることができる。

4 婦人矯正院の長は、事業所又は学識経験のある者に委嘱して婦人矯正院以外の施設において住院者に対する振興の輔導と援助とせる場合には、労働基準法（昭和二十二年法律オ四十九号）の規定に従うことを要し、かつ、住院者に賞与金が支払われるときは、これを全部当該住院者に支給しなければならない。

(連戻し)

第七十七條 在院者が逃走したときは、婦人矯正院の職員は、これを連れ戻すことができる。婦人矯正院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人矯正院の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、また同様とする。

2. 在院者が逃走した時かう四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、連戻しに着手することができない。

3. 前項の連戻状は、婦人矯正院の長の請求により、当該婦人矯正院の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。

4. 連戻し及び連戻状については、連戻しの性質に反しない限り、中十六條、中五十六條及び中七十九條の規定を準用する。この場合において、中七十九條中「婦人矯正院に収容中の者」とあるのは、「婦人矯正院から逃走した者」と読み替えるものとする。

(手錠の使用)

第七十八條 在院者が逃走、暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、手錠を使用することができる。

2. 手錠は、婦人矯正院の長の許可を受けなければならない。たゞし緊急を要す

る状態にあつて、その許可を受けるいとはなないときは、この限りでない。

3. 手錠の製式は、法務省令で定める。

（婦人矯正院に収容中の者を同行する場合の仮収容）

第七十九条 婦人矯正院に収容中の者を同行する場合において、やむを得ない事由が生じたときは、最寄の婦人鑑別所又は拘留施設の特に区別した場所に、仮にこれを収容することができる。

（旅費及び衣類の給与）

第八十条 婦人矯正院から退院し、又は仮退院する者が帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、旅費又は衣類を給与することができる。

（死亡者の遺留金品）

第八十一条 婦人矯正院の長は、収容中に死亡した者の遺留金品について、死亡した者の親族から請求があつたときは、請求人にこれを交付しなければならぬ。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

（逃走者の遺留金品）

第八十二条 婦人矯正院に収容中に逃走した者の遺留金品は、逃走の日から一年以内に本人の居所が分明しないときは、国庫に帰属する。

(処遇に関する事項)

第八十三条 この章で定めるものは、在院者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

2. 婦人矯正院の長は、法務大臣の認可を受けて、在院者の処遇に関する細則を定めることができる。

(婦人鑑別所)

第八十四条 婦人鑑別所は、オ二十八条オ一項オ二号の決定により送致された者を収容するところ、家庭裁判所を行う婦女に対する調査及び審判並びに保安処分執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学、その他の専門的知識に基いて、当該婦女の資質の鑑別を行う施設とする。

(準用規定)

第八十五条 オ六十五条オ二項及びオ三項、オ七十一条、オ七十六条オ二項及びオ三項並びにオ七十七条からオ八十三条までの規定は、婦人鑑別所に準用する。この場合において、これらの規定中「婦人矯正院」とあるのは「婦人鑑別所」と、オ七十六条オ三項中「矯正教育」とあるのは「婦女の資質の鑑別」と、オ七十九条中「最寄の婦人鑑別所」とあるのは「最寄の婦人矯正院」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章 更生保護

(実施機関及び要保護者)

第八十六條 都道府県知事は、次の各号に掲げる者（以下「要保護者」という。）に対して、この章の定めるところにより、更生保護の措置をとらなければならない。

一、才三十条の決定により家庭裁判所から送致された者

二、行政機関又は社会福祉に関する施設によつて、その性行又は環境に照して売春をするおそれのある者であることを発見された者

2. 更生保護の措置は居住地を有する要保護者についてはその居住地の都道府県知事が、居住地を有しないか、又は明らかでない要保護者についてはその現在地の都道府県知事が行うものとする。

3. 都道府県知事は、更生保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を婦人相談所長その他当該都道府県知事の管理に属する行政庁に委任することができる。

(更生保護の措置)

第八十七條 都道府県知事は、要保護者について、次の各号に掲げる更生保護の措置をとらなければならない。

一、医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設（厚生省設置法（昭和二十四年

法律ヲ百五十一号)に基く国立病院及び国立療養所、保健所法(昭和二十二年法律ヲ百一号)に基く保健所並びに医療法(昭和二十三年法律ヲ二百五号)に規定する病院及び診療所をいう。)に紹介すること。

二、 職業補導又は就取あつ施を必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。

三、 心身又は環境の状況にかなみ、婦人保護施設への収容を必要とする受保護者に対しては、当該都道府県知事の統轄する都道府県の設置する婦人保護施設に収容し、又は他の者の設置する婦人保護施設に紹介すること。

四、 前三号に規定するものゝほか、その更生に必要な事項につき指導すること。

二、 前項に規定する医療保健施設又は公共職業安定所は、同項才一号又は才二号の規定による都道府県知事の紹介があつたときは、当該受保護者の更生保護のために協力しなければならない。

(婦人相談所の設置及び業務)

第八十八条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

二、 婦人相談所は、受保護者の更生保護に関する事項について、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一、 受保護者に關する各般の問題につき、本人、その家庭その他からの相談に応ずること。

二、要保護者及びその家庭につき、必要な調査を行い、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基いて要保護者の資質の鑑別を行い、及びこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三、要保護者の一時保護を行うこと。

四、要保護者が帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、これに旅費又は衣類を給与すること。

五、売春の防止のため世論の啓発に努めること。

（婦人相談所の職員）

第八十九条 婦人相談所に所長及び所員を置く。

2. 所長は、都道府県知事の監督を受けて、所務をつかさどる。

3. 所員は、所長の監督を受け、前条第二項に規定する業務をつかさどる。

4. 婦人相談所には、第一項に規定するもののほか、必要な職員を置くことができる。

第九十条 婦人相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。

2. 所長は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一、医師であつて、精神衛生に關して学識経験を有する者。

二、学校教育法（昭和二十二年法律二十六号）に規定する大学又は旧大学令（大正七年勅令第

三百八十八号)による大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者

三、前各号に準ずる者であつて所長として必要な学識経験を有するもの

3. 資質の鑑別をつかさどる所員の中には、前項オ一号又は同号に係る同項オ三号に該当する者及び同項オ二号又は同号に係る同項オ三号に該当する者が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

(一時保護施設の設置)

第九十一条 婦人相談所には、必要に応じ、要保護者を一時保護する施設を設けなければならない。

い

(婦人保護施設の設置)

第九十二条 国は、婦人保護施設を設置しなければならない。

2. 都道府県は、厚生大臣の認可を受けて、婦人保護施設設置することができる。

3. 市町村その他の者は、都道府県知事の認可を受けて、婦人保護施設を設置することができる。

4. 婦人保護施設には、要保護者の更生保護に関する事業に従事する者の養成施設(以下「養成施設」という。)を附置することができる。ただし、都道府県又は市町村がこれを附置する場合に
は、それぞれ、厚生大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

5. 婦人保護施設の種類は政令で定める。

(施設の基準)

第九十三条 厚生大臣は、婦人保護施設及び養成施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

(監督)

第九十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、都道府県又は市町村その他の者が設置する婦人保護施設及び養成施設について、前条の基準を維持し、かつ、その運営を適切にするため、必要があるときは、当該施設の長から報告を求め、又は当該職員として、実地につき監督させることができる。

(認可の取消)

第九十五条 婦人保護施設又は養成施設の設備又は運営が第九十三条の基準にそわなくなつたと認められるときは、都道府県の設置したものであるについては厚生大臣が、市町村その他の者の設置したものであるについては都道府県知事が、それぞれ、第九十二条から第四項までの規定による認可を取り消すことができる。

2. 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による認可の取消をするには、文書をもつて、その

理由を示さなければならぬ。

(収容)

第九十六条 国又は婦人保護施設と設置した都道府県若しくは市町村その他の者は、要保護者の申請があつたとき、又はオ八十七条オ一項オ三号の規定による都道府県知事の紹介があつたときは、当該要保護者をその設置する婦人保護施設に収容しなければならない。ただし、その施設の収容能力その他の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

(市町村の費用の支弁)

第九十七条 市町村が設置する婦人保護施設又は養生施設の設置及び運営に要する費用は、市町村の支弁とする。

(都道府県の費用の支弁)

第九十八条 要保護者の更生保護について、この章において規定する事項に要する費用のうち、次の各号に掲げるものは都道府県の支弁とする。

- 一、都道府県が設置する婦人相談所の設置及び運営に要する費用
- 二、都道府県知事が行う更生保護の措置に要する費用

三、都道府県が設置する婦人保護施設又は養成施設の設置及び運営に要する費用

（都道府県の費用の負担）

第九十九条 都道府県は、才九十七条の規定により市町村が支弁した費用のうち、婦人保護施設又は養成施設の設置に要する費用については、その四分の三を負担する。

（国の負担）

第一百条 国は、第九十八条の規定により都道府県が支弁する費用について、次の各号に掲げるものを負担する。

一、才九十八条才一号の費用のうち、その運営に要する費用については、その十分の八

二、才九十八条才二号の費用については、その十分の五

三、才九十八条才三号の費用のうち、その設置に要する費用についてはその十分の五、その運営に要する費用についてはその十分の八

四、前条の規定により都道府県が負担する費用については、その三分の二

（附則）

（61）
才百一条 この章の規定又はこれに基いて発する命令の規定により厚生大臣又は都道府県知事のもの

た延分に不服がある者は、厚生大臣に訴願をすることとする。

(非課税等)

第二百二条 都道府県、市町村その他の公共団体は、次の各号に掲げる建物及び土地に対しては、租税その他の公課を課することとしない。

- 一、主として婦人保護施設のために使用する建物
- 二、前号に掲げる建物の敷地その他主として婦人保護施設のために使用する土地

(命令への委任)

第二百三条 この章で定めるもののほか、婦人相談所の管轄区域その他婦人相談所に關し必要な事項、婦人保護施設及び養生施設に關し必要な事項その他要保護者の更生保護に關し必要な事項は、命令で定める。

附 則

(施行期日)

1. この法律の施行期日は、各規定について、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で政令で定める。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

2. 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。ただし、この項の施行前にした行為に対す罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

理 由

売春及び売春をさせる行為に対し刑罰規定を、売春をし又は売春をするおそれのある者に対し保安処分又は更生保護に関する規定を定めることによつて、凡紀のびん乱を防止し、かつ、売春をし又は売春をするおそれのある者の改善及び更生保護を図り、もつて、婦女の基的人権を擁護するとともに健全な社会秩序の維持に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出す理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約五十億円の見込である。

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に關
する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改
正する法律案

提出者

片山

哲外 十四名

賛成者

阿部

五郎外百三十六名

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改正する法律

(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三オ三項に次の一号を加える

四 売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律（昭和三十一年法律オ

号）第十

四条に規定する婦女の保安処分に係る事件の審判

第六十一条の二第二項中「第二号」を「第二号及び第四号」に改める。

(裁判所職員定員法の一部改正)

第二条 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律オ五十三号）の一部を次のように改正する。

オ一条の表中「四七二人」を「五〇六人」に、「七三〇人」を「七四六人」に改める。

オ二条中「一万九千八百四十六人」を「二万二千九十六人」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第三条 法務省設置法（昭和二十二年法律オ百九十三号）の一部を次のように改正する。

カ八条カ二号及びカ十三条の五カ一項中「及び少年鑑別所」を、「婦人矯正院、少年鑑別所及び婦人鑑別所」に改め、カ十三条の十六をカ十三条の十七とし、カ十三条の五からカ十三条の十五までを順次一条ずつ繰り下げ、カ十三条の四の次に次の一条を加える。

カ十三条の五 婦人矯正院及び婦人鑑別所については、差看に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律（昭和三十一年法律カ 号）の定めるところにより、その名称及び位置は、別表五の二の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、婦人矯正院の分院及び婦人鑑別所の分所を置くことができ

る。
婦人矯正院及び婦人鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

カ十七条中「カ十三条の十六」を「カ十三条の十七」に改める。

別表五の次に次の一表を加える。

（別表） 五の二

名	林	位	置
東京婦人矯正院		東京都	

横滨婦人矯正院	横滨市
前橋婦人矯正院	前橋市
大阪婦人矯正院	大阪市
神戸婦人矯正院	神戸市
名古屋婦人矯正院	名古屋市
広島婦人矯正院	広島市
福岡婦人矯正院	福岡市
長崎婦人矯正院	長崎市
仙台婦人矯正院	仙台市
札幌婦人矯正院	札幌市
高松婦人矯正院	高松市
東京婦人鑑別所	東京都
横浜婦人鑑別所	横浜市
浦和婦人鑑別所	浦和市
千葉婦人鑑別所	千葉市
水戸婦人鑑別所	水戸市
宇都宮婦人鑑別所	宇都宮市
前橋婦人鑑別所	前橋市
静岡婦人鑑別所	静岡市

甲府婦人鑑別所	甲府市
長野婦人鑑別所	長野市
新潟婦人鑑別所	新潟市
大阪婦人鑑別所	大阪市
京都婦人鑑別所	京都市
神戸婦人鑑別所	神戸市
奈良婦人鑑別所	奈良市
大津婦人鑑別所	大津市
和歌山婦人鑑別所	和歌山市
名古屋婦人鑑別所	名古屋市
津婦人鑑別所	津市
岐阜婦人鑑別所	岐阜市
福井婦人鑑別所	福井市
金沢婦人鑑別所	金沢市
富山婦人鑑別所	富山市
広島婦人鑑別所	広島市
山口婦人鑑別所	山口市
岡山婦人鑑別所	岡山市
鳥取婦人鑑別所	鳥取市

松江婦人鑑別所	松江市
福岡婦人鑑別所	福岡市
佐賀婦人鑑別所	佐賀市
長崎婦人鑑別所	長崎市
大分婦人鑑別所	大分市
熊本婦人鑑別所	熊本市
鹿児島婦人鑑別所	鹿児島市
宮崎婦人鑑別所	宮崎市
仙台婦人鑑別所	仙台市
福島婦人鑑別所	福島市
山形婦人鑑別所	山形市
盛岡婦人鑑別所	盛岡市
秋田婦人鑑別所	秋田市
青森婦人鑑別所	青森市
札幌婦人鑑別所	札幌市
函館婦人鑑別所	函館市
旭川婦人鑑別所	旭川市
釧路婦人鑑別所	釧路市
高松婦人鑑別所	高松市

徳島婦人鑑別所	徳島市
高知婦人鑑別所	高知市
松山婦人鑑別所	松山市

(行政機関職員定員法の一部改正)

第四条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条が一項の表の法務省の項中「四一、九二三人」を「四二、四二三」に「四三、五七〇人」を「四四、〇七〇人」に改め、同表の合計の項中「六四一、〇二八人」を「六四一、五二八人」に改める。

(少年法の一部改正)

第五条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条に次の一項を加える。

4. 拘留監においては、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律(昭和三十一年法律第 号)が四条又はが五条の罪を犯した女子である少年を他の少年と分離して収容しなければならぬ。

(少年院法の一部改正)

第六条 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の三、少年院においては、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律（昭和三十一年法律第 号）や四条又はや五条の罪を犯した女子である少年を他の少年と分離して収容しなければならない。

（犯罪者予防更生法の一部改正）

第七条 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条や一項中や四号をや五号とし、や三号をや四号とし、や二号の次に次の一号を加える。

三、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律（昭和三十一年法律第 号）や三

十六条や一項や二号の保安処分につき、その保安処分は終了したものとすることを行うこと。

第二十八条後段を次のように改める。

少年院の在院者の在院が六月に及んだとき、又は婦人矯正院の在院者の在院が当該保安処分の期間の短期の三分の一に及んだとき、少年院の長又は婦人矯正院の長についても、同様とする。

第二十九条や一項中「少年院の長」の下に「又は婦人矯正院の長」を加え、同条や二項中「又は少年院の長」を「少年院の長又は婦人矯正院の長」に改める。

第三十二条中「監獄又は少年院の長」を「監獄の長、少年院の長又は婦人矯正院の長」に改める。

第三十三条中「少年院」の下に「又は婦人矯正院」を加え、同項中「三号」を「四号」とし、中「二号」を「三号」とし、中「一号」の次に次の一号を加える。

二、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律中「三十六条」一項中「一号」の保安処分を受けたる者。

第三十三条中「又は少年法中五十九条」一項、中「二項」若しくは「この法律の中四十八条」一項の規定によつて定められた刑の終期の経過後」を「若しくは少年法中五十九条」一項、中「二項」若しくは「この法律の中四十八条」一項の規定によつて定められた刑の終期の経過後又は中「四十七条」の二項一項の決定による保安処分の終了後」に改める。

第三十三條中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条中五項とし、同条中三項の次に次の一項を加える。

四、中「一項」中「二号」に掲げる者の保護観察の期間は、二年とする。

第三十八條中「保護処分」の下に「又は売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律中三十六條」一項中「一号」の保安処分」を加える。

第四十三条の見出しを「(少年院からの仮退院者に対する措置)」に改め、同条第一項中「二十歳に満たない仮退院中の者」を「少年院から仮退院中の者であつて二十歳に満たないもの」に、同条第二項中「二十歳以上の仮退院中の者」を「少年院からの仮退院中の者であつて二十歳以上のもの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(婦人矯正院からの仮退院者に対する措置)

第四十三条の二 婦人矯正院から仮退院中の者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたときは、地方委員会は、保護観察所の長の申請により、保安処分期間の長期を経過するまで、これを婦人矯正院に戻して収容すべき旨の決定をすることができ、その地方委員会のする決定は、審理を経た後にするものとする。

2. 地方委員会が前項の規定により婦人矯正院に戻して収容すべき旨の決定をしたときは、仮退院中の日数は、保安処分の期間に算入しない。

第四十五条第一項中「申請」の下に「、第四十三条の二第一項の決定」を加え、同条第二項中「若しくは少年鑑別所」を、「少年鑑別所若しくは婦人鑑別所」に改め、同条第四項を次のように改める。

4. 婦人矯正院から仮退院中の者又は仮出獄中の者が第二項の規定により留置されたときは、その

留置の日数は、婦人矯正院に於して収容すべき旨の決定又は仮出獄の取消の決定があつた場合においても、保安処分の期間又は刑期に算入する。

第四十七条の見出しを「〔少年院からの退院の許可〕」に改め、同条第一項中「仮退院中の有しを」少年院から仮退院中の有しに改め、同条の次に次の一条を加える。

（保安処分の終了）

第四十七条の二、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律第三十六条第一項第二号の保安処分の言渡を受けた者につき、仮退院中にその保安処分の期間が経過した場合において、保護観察中の成績から見て相当と認めるときは、地方委員会は、保護観察所の長の申請により、決定をもつて、保安処分は終了したものとすることが出来る。その者の保安処分の期間の短期は、仮退院前に経過した場合においても、同様とする。

2. 売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律第三十六条第一項第二号の保安処分の言渡を受け、その保安処分の期間の短期が経過した者在院につき、婦人矯正院の長が同法第七十四条の規定により退院の申請があつた場合において、これを相当と認めるときは、地方委員会は、決定をもつて、退院を許さなければならぬ。

3. 前二項の規定により保安処分は終了したものとす決定又は退院を許す決定をしたときは、

その旨の証明書を本人に交付しなければならない。

第五十二条中「又は少年院」を「少年院又は婦人矯正院」に改める。

第五十五条の二が三項中「監獄又は少年院の長」を「監獄の長、少年院の長又は婦人矯正院の長」に改める。

第五十七条が二項中「及び少年院の長」を「少年院の長及び婦人矯正院の長」に改める。

第五十八条が一項中「が四十八条」を「が四十七条の二が一項及びが四十八条」に改める。

（刑事補償法の一部改正）

第八条 刑事補償法（昭和二十五年法律が一号）の一部を次のように改正する。

第一条が一項中「少年法（昭和二十三年法律が百六十八号）」の下に「、売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律（昭和三十一年法律が 号）」を加える。

（公取選挙法の一部改正）

第九条 公取選挙法（昭和二十五年法律が百号）の一部を次のように改正する。

第四十九条が三号中「若しくは少年院」を「少年院若しくは婦人矯正院」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第十条 厚生省設置法（昭和二十四年法律が百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条カ五十二号の四の次に次の一号を加える。

五十二の五 売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律（昭和三十一年法律カ

号）の定めるところにより、婦人保護施設等の設備及び運営について、基準を定め、及
監督を行い、並びに婦人保護施設等の設置を認可し、又はその認可を取り消すこと。

第十二条カ七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律に規定する要保護者の更生保
護事業を実施し、その助長及び監督を行うこと。

（精神衛生法の一部改正）

第十一条 精神衛生法（昭和二十五年法律カ百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「及び少年鑑別所」を「、婦人矯正院、少年鑑別所及び婦人鑑別所」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

第十二条 社会福祉事業法（昭和二十六年法律カ四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律カ二百八十三号）」の下に「、売春に係る処

罰、保安処分及び更生保護に関する法律（昭和三十一年法律カ 号）」を加える。

第二条カ二項に次の一号を加える。

五 売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律にいう婦人保護施設を経営する事業
 第三条中「又は更生」を「、更生又は更生保護」に改める。

第十三条中六項中「及び身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法及び売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律」に、「又は更生」を「、更生又は更生保護」に改める。

第十四条中四項中「又は更生」を「、更生又は更生保護」に改める。

第十七条中三項、第十九条及び第二十條中「及び身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法及び売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十三条 地方財政法(昭和二十三年法律百九号)の一部を次のように改正する。

第十条中七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律(昭和三十一年法律中 号)に規定する要保護者の更生保護に要する経費。

附 則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で政令で定める。

理 由

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律の施行に伴い、裁判所法等の一部を改正する必要がある。これか、この法律案を提出する理由である。

売

春

防

止

法

案

売春防止法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 刑事処分（第五条—第十五条）

第三章 保護更生（第十六条—第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること

とをいう。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2、売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身近に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して

人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役^及十万円以下の

懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条や一項又は二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、

又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。
 2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十五万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、オ十一條カ二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(西罰)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、カ九條から前条までの罪を犯したときは、その行爲者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 カ六條、カ七條カ一項、カ八條カ二項、カ九條、カ十條又はカ十一條カ一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。カ七條カ一項に係る同条カ三項の罪を

犯した者に対しても、同様とする。

第三章

保護更生（以下はよくまとめる）

（婦人相談所）

第十六条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に關する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

一 要保護女子に關する各般の問題につき、相談に應ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び取能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所は、所長その他所要の取員を置く。

4 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に關し必要な事項は、政令で定める。

（婦人相談員）

第十七条 都道府県は、婦人相談員を置かなければならない。

2 市は、婦人相談員を置くことができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。

4 婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見を有つてゐる者のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

（婦人保護施設）

第十八条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

（民生委員等の協力）

第十九条 民生委員法（昭和二十三年法律百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律百六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律百二十四号）に定める保護司、更生緊急保護法（昭和二十五年法律百二十三号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律百三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 婦人相談所に要する費用（ホ五号に掲げる費用を除く。）

二 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用。

三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用。

四 都道府県の行う収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用。

五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県の補助）

第二十一条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設に要する費用の四分の

三以内を補助することができろ。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令の定めるところにより、都道府県がホ二十条ホ一項の規定により支弁した費用のうち、同項ホ一号及びホ二号に掲げるものについてはその十分の五、同項ホ五号に掲げるものについてはその十分の八を負担するものとする。

2 国は、厚生大臣の定める基準に従い、市が第二十条第二項の規定により支弁した費用の十分の五を補助するものとする。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号に掲げるものについてはその十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。

4 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。

3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(地方条例との関係)

4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなった場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、この失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(社会福祉事業法の一部改正)

6 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中二項中「四号を五号とし、五号の次に次の一号を加える。」

四 売春防止法（昭和三十一年法律「 号」）にいう婦人保護施設を経営する事業

(地方財政法の一部改正)

7 地方財政法（昭和二十三年法律「百九号」）の一部を次のように改正する。

第十條中「七号の二の次に次の一号を加える。」

七の三 婦人相談所及び婦人相談員に要する経費。

理 由

売春が人としての尊厳を害し、性道德に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行爲等を処罰するとともに、売春を行うおどれのある女子に対する保護更生の措置を講じ、その防止を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資料の八

保安処分要綱

(売春対策審議会) (三一・五・一)

一、裁判所は、売春防止法や五条の罪を犯した女子に対し、刑罰に代えて保安処分の言渡をすることが出来るものとする事。

二、保安処分は、保護観察処分と矯正処分の二種類とする事。

三、保護観察処分は、犯罪者予防更生法に基いて行うものとする事。

四、矯正処分の執行は、収容施設に収容して行うものとし、その管理、矯正教育、その他の処遇につき必要な基本的規定を置くものとする事。

五、矯正処分の期間は、相対的不定期とし、仮退院、戻し収容、退院につき必要な規定を置くものとする事。

六、退院及び仮退院の決定又は、仮退院中の保護観察は、地方更生保護委員会又は保護観察所が関係行政機関と緊密な連絡をとって行うものとする事。

七、保安処分の競合する場合に關し、必要な調整の規定を置くものとする事。

一九五六年五月

東京都千代田区大手町二の七

労働省婦人少年局婦人課

